

○国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター規程

〔平成17年10月3日〕
規程第5号

最終改正 令和7年3月28日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第14条の規定に基づき、障害者高等教育研究支援センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発するとともに、学部
の基礎教育の研究と実践、並びに大学院での情報保障学に関する教育・研究を行い、
併せて、一般大学等への支援を行うため、センターに、障害者基礎教育研究部及び
障害者支援研究部を置き、当該部に専任の職員を配置し、次に掲げる業務を処理す
るものとする。

(1) 障害者基礎教育研究部

障害者基礎教育研究部に、聴覚障害教育実践部門、視覚障害教育実践部門及び教職課程部門を置く。

ア 聴覚障害教育実践部門及び視覚障害教育実践部門は、障害の特性等に配慮した基礎教育の内容と方法の研究及び実践を行うとともに、教養教育系科目等の教育課程の編成を行う。

イ 教職課程部門は、障害の特性等に配慮した教職課程の研究及び実践を行う。

(2) 障害者支援研究部

障害者支援研究部に、聴覚障害部門及び視覚障害部門を置き、各部門には、それぞれ障害補償システム開発研究領域、障害者能力開発研究領域及び支援交流領域を設ける。

ア 障害補償システム開発研究領域は、障害者教育の場に適した障害補償機器やシステムの開発研究及び障害の特性等に適応した教材の作成システムの開発研究、支援等を行う。

イ 障害者能力開発研究領域は、コミュニケーション能力・方法の開発研究、職業能力の開発研究・実践・支援等を行う。

ウ 支援交流領域は、他の高等教育機関と聴覚及び視覚障害学生支援のための連携協力体制を構築するとともに、当該学生の修学環境向上のため、障害補償及び情報保障等の相談・支援等を行う。

(センター長等)

第3条 センター長は、学長の命を受け、センターの校務を掌理する。

2 センター長の選考に関し必要な事項は別に定める。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるとき又はセンター長が欠けたときはその職務を代行する。

4 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期は、センター長の任期の末日でなければならない。

(部長及び部門主任)

第4条 障害者基礎教育研究部及び障害者支援研究部に、それぞれ部長を置き、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 障害者基礎教育研究部に、聴覚障害教育実践部門、視覚障害教育実践部門及び教職課程部門を掌理する部門主任をそれぞれ置く。

3 障害者支援研究部に、聴覚障害部門及び視覚障害部門を掌理する部門主任をそれぞれ置く。

4 第2項及び前項の部門主任は、センター教授又は准教授のうちからセンター長が指名する。

5 部長は、当該部の業務を総括し、部門主任は当該部門の担当業務を掌理する。

6 部長及び部門主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 部長及び部門主任が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会)

第5条 障害者支援研究部の事業計画等(以下「事業計画等」という。)を協議し、センター事業の効率的な運営を図るため、センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

但し、委員のうち学内委員(次の第1号から第3号)の数が、委員総数の二分の一を超えないこととする。

(1) センター長

(2) 産業技術学部長、保健科学部長及び共生社会創成学部長

(3) 副センター長

(4) 学長が学外の有識者から委嘱する者 若干名

(5) その他センター長が指名する者 若干名

3 前項第4号及び第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前

任者の残任期間とする。

5 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業計画等に関する事項
- (2) その他センター長が必要と認める事項

6 協議会に議長及び副議長を置く。

7 議長はセンター長をもって充てる。

8 副議長は、議長が委員のうちから指名する。

9 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

10 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

2 この規程施行後最初のセンター長等の任期については、第3条第4項及び第4条第7項並びに第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

3 この規程施行後最初の第6条第2項第7号及び第8号に定める委員の任期満了後、引き続き在任する委員の任期について、第6条第3項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター支援交流室の運営に関する要項（平成17年10月3日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。